

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 7 年 6 月 2 日	
石川県知事 馳 浩 殿	
提出者	
住 所 石川県金沢市神田1-3-10	
氏 名 日本海建設株式会社	
代表取締役社長 小柳 誠	
電話番号 076-243-313	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	日本海建設株式会社
事業場の所在地	石川県金沢市神田1-3-10
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	建設業・総合工事業・一般土木建築工事業[0611]
②事業の規模	令和6年度 完成工事高145.2万円
③従業員数	39人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・建設系汚泥→全量委託処理（固化再生） ・廃プラスチック類→全量委託処理（選別・破砕、再資源化） ・木くず類→委託処理（破砕・木材チップ再資源化、一部焼却） ・がれき類→再生処理業者に委託（再資源化） ・建設混合廃棄物→全量委託処理（分別・再資源化、一部焼却）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 土木管理部長（産業廃棄物処理総括責任者） 土木管理部長（産業廃棄物管理担当） 工事現場管理責任者（産業廃棄物管理責任者） （各作業所長）			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	がれき類
	排出量	別紙のとおり	
	(これまでに実施した取組) ・ 工法の改善		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 上記に加え、下記の取組みを実施予定 ・ 現地で再利用が可能か検討・立案する		
産業廃棄物の分別に関する事項			

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・がれき類(コンクリート殻、アスファルト殻)は分別するとともに木くずについても、付着した土砂を除去して確実に分別する
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃プラスチック類を種類ごとに分け、原材料として再利用できるものを分別する

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・自社で熱回収や中間処理は行っていない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		

		自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
		自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
		(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（ 令和6年度 ） 実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 特に実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 実施予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（ 令和6年度 ） 実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への	t	t

		処 理 委 託 量		
		(これまでに実施した取組) ・ 廃プラスチック類の内、プラスチック製品として再生利用可能なものは、再生業者に処理を委託している		

(第5面)

	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類		
		全 処 理 委 託 量	t	t
		優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
		再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
		認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
		(今後実施する予定の取組) ・ 今後はできる限り、優良認定処理業者から選定する ・ 電子マニフェストを導入しているため、電子マニフェストに対応可能な処理業者から選定する ・ 再生利用、熱回収可能な廃棄物については、再生利用事業者、熱回収事業者へ極力、処理を委託する		
		※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。